

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和５６年千葉県公安委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

別記第２３号様式（表）中「・健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、令和７年１２月２日から施行する。